

# 会 議 録

						記録者	廣瀬 尚哉	
供覧	部長	次長	課長	補佐	主査・係長	グループ員		
件名	令和7年度第3回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会							
年月日	令和8年1月15日(木)							
時間	午後1時30分～午後2時50分							
場所	龍ヶ崎市役所5階第1委員会室							
出席者	被保険者代表：松井委員、石崎委員、荒井委員、矢口委員 医療担当者代表：石川委員、高橋委員、野上委員、松野委員 公益代表：寺田委員、鴻巣委員、百瀬会長、石井委員 行 政：健康スポーツ部 足立部長、飯田次長 健康増進課 大久保課長、佐藤課長補佐、中村主査、山本主査、岡澤係長 磯山主幹 (事務局) 保険年金課 沼尻課長、藤田課長補佐、記録者							
会議の内容	議事 (1) 特定健康診査等健康診査及びがん検診に係る負担金等の改定について (2) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部改正について 報告 (1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金について (2) その他							
発言の内容								
事務局	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。                      会議に先立ち、資料の確認をお願いします。                      事前にお送りした会議資料の 諮問書の写し「特定健康診査等健康診査及びがん検診に係る負担金等の改定について」と「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部改正について」、及び資料「【議事第2号】龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正について」と「【報告第1号】令和8年度国民健康保険事業費納付金について」をお持ちでない方は、お配りしますのでお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">(※持参状況確認)</p> <p>その他、本日、会議資料の一部訂正により差し替えがございます。                      諮問書の写し「特定健康診査等健康診査及びがん検診に係る負担金等の改定について」と「【議事第2号】龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部改正案について(改訂版)」を、机の上に置かせていただいておりますのでご確認ください。                      改めまして、ただ今から、「令和7年度第3回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。                      ここで、事務局より2点ほどお願いがございます。                      まず、1点目です。                      本日の会議は、会議録作成のため、会議中のご発言を全て録音させていただきます。あらかじめご了承ください。                      ご発言の際は、挙手のうえ、議長からの指名を受けたのち、マイクスタンドのスイッチを押して、赤いランプが点灯してから、ご発言をお願いいたします。                      そして、ご発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して、赤いランプを消していただきますようお願いいたします。                      次に、2点目です。                      本協議会は、被保険者の皆様、現役の医療機関関係者、大学関係者、社会保険労務</p>							

事務局	<p>士、市議会議員など様々な分野から、ご参加いただいております。会議に費やせる時間も限られております。</p> <p>したがって、会議時間は最大で午後3時までとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>議事に入ります前に、本日の委員の出席状況を報告いたします。</p> <p>定員12名のところ、出席が12名です。</p> <p>龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条の規定のとおり、各代表から1名以上を含む過半数の出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、本日の議事に入らせていただきます。</p> <p>龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条に「会長は、会議の議長となる。」との規定がございますので、ここからの進行は、百瀬会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>百瀬会長、よろしくお願いいたします。</p>
百瀬会長	<p>百瀬でございます。</p> <p>本日も皆様のご協力をいただきながら、大役を果たして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず傍聴者でございますが、本日の会議の傍聴者はありません。</p> <p>次に本会議における会議録に、署名をいただく委員を指名させていただきます。</p> <p>会議録は開催ごとに作成し、会長の署名以外に、2名の委員のご署名をいただいております。ご署名をいただく方は、会議に出席いただいた委員の中から、なるべく偏らない形で選ばせていただいております。</p> <p>本日の会議のご署名でございますが、荒井委員と高橋委員の両名に、会議録の署名をお願いできればと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(了承の声)</p> <p>ありがとうございます。両委員には、後日、事務局から会議録の原案をお送りいたしますので、内容のご確認と、ご署名をお願いいたします。</p> <p>それでは本日の次第にしたがって協議会を進めて参ります。</p> <p>議事第1号「特定健康診査等健康診査及びがん検診に係る負担金等の改定」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (健康増進課)	<p>はい。それでは、議事第1号につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>(健康増進課：事前配付資料を基に説明)</p> <p>以上となります。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局より、議事第1号について説明がありましたが、ご質問、あるいは賛否に関わるご意見でも構いませんので、挙手のうえご発言をお願いします。</p> <p>はい。石川委員、お願いします。</p>
石川委員	<p>まず、特定健診の自己負担額についてですが、受診率向上のため1,500円から1,000円に引き下げるということには賛成です。ただし、周辺の市町村と比べると、依然として高いと感じますので、さらなる減額に努力していただくと幸いです。</p> <p>次に、がん検診についてですが、肺がん検診の対象の40歳から64歳の方は、毎年、何名ほど受診されていますか。</p>
事務局 (健康増進課)	<p>はい。令和5年度は831名、令和6年度は609名で、受診者の約15%から20%を占めています。</p>
石川委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>単純に肺がん検診の受診者を約800名で計算した場合、増額分に受診者数を乗じると市の歳入が16万円増えるという計算になります。一方で、負担金を引き上げたこと</p>

石川委員	で、受診者数が減少するようなことは危惧されていますか。
事務局 (健康増進課)	はい。これまでに負担金の見直しにより、その金額を引き上げたものも多々ある状況です。石川委員がおっしゃったように、引き上げにより受診率が低下する恐れが全くないわけではありません。 実際に負担金を 200 円に引き上げたことで、受診を迷われる市民の方もいらっしゃると思います。しかし、市としては引き続き肺がん検診の必要性を伝えていくことで、受診率が低下することがないように努力していきたいと考えています。また、引き上げから 2、3 年が経過すると受診率が引き上げ前と同程度に戻ってくる事例も多いため、一時的な低下はあるかもしれませんが、最終的に負担金の引き上げが受診率へ大きな影響を及ぼすものではないと見込んでおります。
百瀬会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 野上委員、お願いします。
野上委員	資料中の最後の(4)の項目についてです。胃がんの集団検診の無料対象者を 41 歳から 50 歳に引き上げることに、41 歳を 50 歳に先延ばしするように読み取れます。この改定が果たして胃がんの早期発見に繋がるのか、という疑問があります。改定の意図などについて、補足説明をお願いできればと思います。
事務局 (健康増進課)	特定健診とがん検診について、このような保健事業年間予定表を各家庭にお配りしています。年間予定表では、例えば、胃がん検診は 40 歳以上の方が対象で、負担金の 1,500 円はいただきますが、どなたでも受診が可能です。また、大腸がん検診も同じく 40 歳以上の方が対象で、負担金は 500 円で同様の取り扱いです。無料の対象になる年齢は、現在の条例では 41 歳の方が対象となっています。 今回の改正は無料となる対象年齢を見直し、がんの好発年齢となる 50 歳代の方をターゲットとして無料でがん検診を受けられるようにして、ぜひ積極的に受診していただき、より効果を上げられるよう考えたところです。 無料の対象年齢を 50 歳としたことについては、先ほど好発年齢と申し上げましたが、健診・検査結果から要精密検査の対象となった方のデータを確認すると、がんが発見され、治療に繋がる年代は 50 歳代の方が多くなっている状況が見られました。この罹患率が高くなっている 50 歳代の方々の受診を促進するため、41 歳から 50 歳に無料受診の対象年齢を変更することとしました。 また、財政的な事情もあり、今までの 41 歳と新たに 50 歳の両方を対象にすることは難しく、50 歳の方のみを新たな対象とさせていただいた次第です。 繰り返しになりますが、今回の改定は特定健診及び集団検診でのがん検診の受診可能となる対象年齢等の大枠はそのまま、無料で受診できる年齢、いわゆる節目年齢の改定を行い、より効果的に健診・予防事業を実施できるようにするものです。
百瀬会長	ありがとうございます。 今のご説明も含めて、ぜひご意見いただければと思います。いかがでしょうか。 石川委員、お願いします。
石川委員	経費や負担金に関しては、周囲の市町村と比較されたとありますが、龍ヶ崎市が独自の料金体制を取っても良いのではないのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。
事務局 (健康増進課)	はい。負担金額を設定するにあたり、他市町村の負担金額を参考としているところではありますが、龍ヶ崎市としては、検診ごとに無料の対象を設定しており、その点が努力している部分でもあり、他市町村とは差別化できる特色の一つだと考えています。
百瀬会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 鴻巣委員、お願いします。
鴻巣委員	特定健診の受診率が 44 市町村中 43 位ということについて、受診率向上の取り組みとして負担金を引き下げて、受診者を増やそうということは理解できますが、その他にも何か努力はされていますか。

事務局 (健康増進課)	はい。負担金の改定を例に挙げますと、水戸市では特定健診の受診率が以前ワースト2位でしたが、昨年度の改定で負担金を安く設定した結果、若干ですが順位が40位前半に上昇しました。負担金の引き下げによるものだけが要因ではないと思いますが、結果として負担金を引き下げたことで受診率が向上しています。ただ、それだけでは十分ではありませんので、負担金の改定とは別の受診率向上の取り組みについても引き続き努力しなければならないと思っています。
百瀬会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 寺田委員、お願いします。
寺田委員	受診率の向上に苦慮されているとのことですが、特定健診および生活習慣病健診の自己負担額などの見直しを行い、受診率の向上を図りたいとのことですが、この改定内容の周知方法はどのようになっていますか。
事務局 (健康増進課)	はい。周知方法については、先ほどの保健事業年間予定表、いわゆる健康カレンダーを毎年4月に戸別配布していますので、こちらでの周知が一つと、国民健康保険の加入者の皆さんには個別に5月末ごろに受診券を送付する際、今回の負担金の改定内容や健診の受け方などについて周知を実施していく予定です。
寺田委員	対象者の皆さんには漏れなく情報が届くということですので、引き続きよろしくお願いします。
石井委員	私は仕事上、社会保険いわゆる協会けんぽを取り扱っていますのでご質問しますが、通常、会社・事業者は毎年1回、健診を実施することが義務付けられており、また従業員も受診する義務がありますので、必然的に若年層も健診を受診することとなります。しかし、国民健康保険の場合、保険者として実施義務はありますが、受診者側は努力義務になるかと思えます。そこで受診率の高い・低いという差がでることになっているかと思えます。このように健診受診に対して強制力がないので、果たして国保の加入者のうち、例えば18歳から20歳ぐらいまでの若年者が「生活習慣病健康診査を受けよう」と思うのか疑問です。
事務局 (健康増進課)	はい。確かに若年層の方が健診を受けようとする動きについて考えると、年齢が若いほど「まだ大丈夫」という認識・傾向が多く、受診に繋げていくことが難しい状況です。 若年層の受診への行動変容に向けては、現在、勧奨通知や年間予定表を送付・配布するなかで家族ぐるみで健診を受けていただくという動機付けが非常に重要だと考えています。そのため、ご家族からお子さんなど若い方にも「受けたらどうか」と勧めさせていただきようお願ひしている状況です。 市の受診者総数のなかでは、年代的に20歳代などの若年層の受診者は少数ではありますが受診している方も確かにおりますので、そのような方々も含めて、引き続き若い年代の方々の生活習慣病の早期発見のためにも、勧奨を続けていきたいと思っています。
百瀬会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 高橋委員、お願いします。
高橋委員	改正内容や意図は理解したうえで、無料受診に関しての意見ですが、50歳の1年間無料で受診できるという点について、仮に無料期間の1年間、生活や仕事など様々な理由で忙しいという方がいた場合、気がついたら無料の期間が過ぎてしまうこともあるかと思えます。そのようなことがないよう、なるべく皆さんが無料検診の恩恵を受けられるよう、例えば50歳から55歳までのどこかの年に、1回無料で受診できるような制度を作ることはできないでしょうか。
事務局 (健康増進課)	はい。ご提案ありがとうございます。 市では、その時々々の経済動向や物価などを反映させ、適切な各公共サービス料金とするため、使用料・手数料検討委員会というもので各負担金などを3年に1度見直しを行っています。今回の見直しでは委員のおっしゃる対象年齢の拡大は難しいところもありますが、決してそれが制度的にできないことではありませんので、次回の見直

事務局 (健康増進課)	しの際は、本協議会において様々なご意見も頂戴していますので、負担金額だけではなく対象年齢の拡充等も考慮した見直しを検討させていただければと思います。
百瀬会長	はい。ぜひご検討ください。他にいかがでしょうか。 野上委員、お願いします。
野上委員	本日は健診の負担金、お金の面を中心に審議がなされましたが、決して費用を下げたからといって受診率に優位に働くわけではないと思います。健診の受診率向上には、自身の健康に対して意識を向けさせることや、病気の知識に関する啓発活動も重要です。その中で市においても、健康増進課、並びにこども家庭センターの主催で、歯科医師会なども協力しながら、昨年11月「かむかむフェスタ」と称して口の健康に関する啓発活動を行っています。また、この活動は来年度も引き続き高齢者などを対象にして実施する企画も進められています。この場をお借りして、こういった啓発活動にも健康増進課を中心に取り組まれていることをご紹介します。
百瀬会長	ありがとうございます。 それでは、他にご意見がなければ、議事の第1号「特定健康診査等健康診査及びがん検診にかかる負担金等の改定」について、ご承認いただけますでしょうか。  (承認・異議なしの声)  では、議事第1号「特定健康診査等健康診査及びがん検診に関わる負担金等の改定」について、原案のとおり承認することといたします。 それでは、議事第1号についてはここまでとさせていただきます、次に議事第2号「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部改正」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、議事第2号「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部改正」につきまして、説明をさせていただきます。  (事前配付資料を基に説明)  以上となります。
百瀬会長	ありがとうございます。 事務局より、議事第2号について説明がありました。 国民健康保険税率の見直しに関してですが、子ども・子育て支援法改正により、令和8年度から保険税の課税区分に「子ども・子育て支援納付金課税額」が追加されるもので、それ以外の医療保険部分についての見直しは行わないということです。 これについてご質問・ご意見等あれば、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。 いかがでしょうか。 特にご質問・ご意見はないということよろしいでしょうか。 それでは議事の第2号、龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり承認することといたします。  (承認・異議なしの声)  それでは、議事第2号についてはここまでとさせていただきます、次に報告第1号「令和8年度国民健康保険事業費納付金」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第1号「令和8年度国民健康保険事業費納付金」につきまして、説明をさせていただきます。  (事前配付資料を基に説明)

事務局	以上となります。
百瀬会長	ありがとうございました。 報告第1号、令和8年度国民健康保険事業費納付金について説明がありましたが、ご質問等がある方は挙手のうえ、ご発言をお願いします。 野上委員、お願いします。
野上委員	用語説明を含め、非常に丁寧なご説明ありがとうございました。 資料2ページの(2)の四角い枠内の注釈についてですが、これは歳入・歳出の円グラフの保険給付費と普通交付金についてのもことになるかと思います。そのなかで保険給付費、これは医療費のことだと思いますが、これと同額、全額が県から市町村に普通交付金として交付されるということが書かれています。しかし、県からの普通交付金は実際の保険給付費よりも2,700万円ほど少なかったようです。このようなこともあるとは思いますが、この差が出た要因についてご説明いただけますでしょうか。
事務局	はい。この保険給付費と普通交付金との差については、普通交付金額を申請する際に、県から示される額に対して保険者が自己調整を行っているため生じるものです。自己調整の中身としては、国民健康保険の資格喪失後に医療機関などに受診したものに係る給付費の返還や、交通事故などで相手がいる場合にその相手方へ求償したものが、収入として処理されたものです。その他、すでに審査・決定し、支払済みの医療費が行政指導などで訂正がされ、レセプト点数が減額されたものなどもあります。 このため、考え方としては、普通交付金は保険給付費に100%充当されることとなっていますが、制度運営上、細かい調整があるため、実際に同額とはなっていません。
百瀬会長	他にいかがでしょうか。 野上委員、お願いします。
野上委員	資料6ページのグラフを見ますと、8年間で被保険者数は約4,500人減少し、8年間で納付金が約5億円減少しています。しかし、被保険者数の毎年度の減少に伴い、納付金も同様に減少していくところ、近年ではある程度の水準で横ばいとなっています。先ほど事務局より説明のあったとおり、後期高齢者支援金の高止まりなどの要因もあるかと存じますが、そもそも後期高齢者の医療費の増加について、当然年齢を重ねるにつれ、様々な病気も出てくるため、医療費もかさんでくることも原因の一つとなっており、これは龍ヶ崎市だけではなく全国的な問題でもあるかと思います。 また、病気になってから治療を行う場合、費用もかかり、ご本人にも大変な思いをさせてしまいます。したがって、病気にならないようにするため、いかに予防医療を普及させるかが財政負担を軽減するうえで重要であることを認識させられるとともに、今後、このような予防医療の視点からも各施策や事業を進めていくよう、我々も知恵を出し合っていかなければならないと感じました。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 事務局から何かありますか。
事務局	はい。ご意見をいただいた予防医療の観点については、国の審議会等でも議論されているところです。 本日は負担金等の改定について議論いただきましたが、この特定健診や各種検診の積み重ねが将来的な医療費の削減につながるようなことも言われていますので、引き続き、本市においても、この取り組みを進め、生活習慣病や各疾病等の早期発見や予防医療につなげていくことが重要であると考えています。
百瀬会長	はい。ありがとうございました。 それでは報告第1号については、ここまでとさせていただきます、最後に事務局より、(2)その他について説明をお願いいたします。
事務局	はい。「(2)その他」につきまして、説明をさせていただきます。

事務局	(説明) 以上となります。		
百瀬会長	<p>ありがとうございました。  その他について、説明がありましたが、ご意見等がございましたら、挙手のうえ、ご発言をお願いします。いかがでしょうか。  特にご意見等が無ければ、以上を持ちまして、本日の議事についての審議を終了いたします。</p>		
事務局	<p>百瀬会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。  ここで、本日、ご審議いただいた諮問事項2件に対する答申につきまして、先ほど会長からありましたとおり、事務局にて答申案を作成した上で、会長一任ということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(了承の声)</p> <p>また、本日の議事録の原案が完成いたしましたら、百瀬会長、荒井委員、高橋委員に会議録の確認、及びご署名をお願いいたしますので、その節はよろしく願いいたします。  最後に、委員報酬について、簡単に説明をいたします。  市議会選出の委員以外の委員の皆様には、市の規定により委員報酬が支払われます。後日、ご指定の金融機関口座に振り込まさせていただきますが、詳細につきましては、改めて文書にてお知らせいたします。  委員各位におかれましてはご多忙な中、大変恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。  それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会を終了いたします。  本日は、大変お忙しい中、本会議へのご参加、誠にありがとうございました。</p>		
<p>署 名</p> <p>会 長 _____</p> <p>会議録署名人 _____</p> <p>会議録署名人 _____</p>			
情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)  公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)